

教職課程

Teacher training course

教職課程について

(1) 教職科目の受講登録

将来教職に就くことを希望する学生のために、本学には教育職員免許状を取得するための教職課程が設けられています。教育職員免許状の取得を希望する学生は、卒業に必要な単位の他に教職関係科目および「教科に関する専門的事項」に指定された科目の中から、必要な単位を修得しなければなりません。

教職課程の受講希望者は、受講登録ガイダンス期間中に、「教職ガイダンス」を行いますので、必ず出席してください。「教職ガイダンス」に出席しないと教職科目の受講登録ができません。

(2) 介護等体験

中学校教諭一種免許状の取得を希望する学生は、2年次以降に社会福祉施設や特別支援学校において、介護などの体験を行わなければなりません。

これは、教員を目指す学生が、高齢者や障害者への介護の体験を通して、人の心の痛みのわかる人づくり、各人の価値観の相違を認められる心を持った人づくりの実現に資することを目的としています。

実習の期間は7日間以上とされており、特別支援学校において2日間、社会福祉施設で5日間の実習を行います。

【介護等体験の大まかな流れ】

〈2年次以降〉

◎ 介護等体験説明会（4～5月ごろ）

- ・手続きの説明
- ・「介護等体験申込書」を提出
- 希望者に対し、学務課が教育委員会および社会福祉協議会へ手続きを行う

◎ 介護等体験に関する事前指導（事前オリエンテーション含む）

- ・予備知識、諸注意、準備など
- ・体験内容について

◎ 介護等体験の実施

◎ 事後指導

- ・記録シートおよび介護等体験日誌を提出
- ・介護等体験証明書を提出

(3) 教育実習

3年次の前期中に「教育実習説明会」を開催し、教育実習を希望する学生のための注意事項を説明します。この「教育実習説明会」に出席しないと、4年次に教育実習の受講登録ができなくなります。教育実習は4年次に、中学校や高等学校において2週間以上にわたって教育活動に参加することが中心ですが、事前指導や実習終了後の事後指導を含めて単位が認定されます。3年生修了時、教育実習希望者に面談等を行い、教育実習への参加の可否を判断します。参加の条件については「教育実習説明会」にて詳細を説明します。なお、教育実習は教職課程の必修科目ですが、「高等学校教諭一種免許状（工業）」を、工業の教科に関する専門的事項の単位で振り替えられる臨時措置を使って取得しようとする場合に限り、選択科目となります。

【教育実習の大まかな流れ】

〈3年次〉

◎ 教育実習説明会（前期中）

- ・「教育実習希望調査書」等、内諾に関する書類を学務課に提出

◎ 各自、教育実習希望学校へ行き、次年度教育実習の内諾を得る

- ・内諾書・個票を学務課へ提出

◎ 教育実習への参加の可否を判断

◎ 承諾を受けた学生に対し、教育実習事前指導開始

〈4年次〉

◎ 「教職ガイダンス」に出席

- ・3年次に承諾を得ている学生は、前期受講登録期間中に「教育実習」を登録

* 教育実習を受講

- ・教育実習開始までに、講義・個人指導等を含む事前指導

◎ 教育実習開始

- ・教育実習終了後、講義・個人指導等を含む事後指導
- ・教育実習報告会

◎ 単位認定

※上記以外にも説明会および、事前・事後指導等が行われるので各自確認してください。

(4) 教育職員免許状の一括申請

教育職員免許状の授与権者は各都道府県の教育委員会であり、個人で申請する場合には卒業後（4月以降）に個人で直接、居住地の都道府県教育委員会で免許状の交付を受けなければなりません。学位記授与式当日に免許状交付を必要とする場合は、学務課が交付を希望する学生全員の事務を代行し、福井県教育委員会に対し教育職員免許状の交付を一括して申請します。

一括申請を希望する場合は、4年次秋に開催する「教育職員免許状一括申請説明会」に出席し、必要な手続きを行ってください。この説明会に出席しないと、大学の一括申請による教育職員免許状の交付はできません。

【教育職員免許状一括申請の大まかな流れ】

〈対象学生〉学部4年生で教職課程表の教育職員免許状取得条件を修得見込みの学生

◎ 教育職員免許状一括申請説明会（第1回）に出席（10月下旬）

- ・学務課より配付される「教育職員免許状一括申請調査書」を提出
- ・学務課から福井県教育委員会へ一括申請者の名簿を提出

◎ 教育職員免許状一括申請説明会（第2回）に出席（12月中旬）

- ・福井県教育委員会へ提出する「教育職員免許状授与願」を確認し、必要事項を記入

* 最終書類審査

- ・卒業が決定し、教育職員免許状取得条件を充たした学生のみ「教育職員免許状授与願」・「学力に関する証明書（単位修得証明書）」を学務課が福井県教育委員会へ提出（福井県教育委員会にて最終書類審査）

- ・卒業が保留・延期、または単位不足となった場合は、申請取り下げ

◎ 免許状の受け取り（学位記授与式当日）

(5) 教職支援室

教職支援室は、教員を目指す学生生活のあり方や、教員採用試験に向けての取り組み、教育実習先の選定などの指導や相談に当たります。公立学校教員としての経験のある先生が、指導・相談に当たります。

開室時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30（最終受付 17:00）

土曜日 9:00～12:00（最終受付 11:30）

場 所：FUTタワー5階（T-51）

休 日：大学行事、教員不在等の都合により休室することがあります。

指導分野：中・高等学校教員の業務の概要、教員採用試験関係全般

■ 教職課程表

(1) 取得できる免許状の種類および教科

本学で取得できる免許状の種類は次の通りである。

学 部	学 科	免 許 種	教 科
工 学 部	電気電子工学科	高等学校教諭一種免許状	工 業
	機械工学科		
	建築土木工学科		
	原子力技術応用工学科		
環境情報学部	環境食品応用化学科	中 学 校教諭一種免許状	理 科
		高等学校教諭一種免許状	
	経営情報学科	高等学校教諭一種免許状	情 報
	デザイン学科	高等学校教諭一種免許状	工 業
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	中 学 校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	

(2) 免許状取得に必要な基礎資格と最低修得単位数

以下の条件を充足した者に、教員免許状を授与する。

A) 基礎資格	学士の学位を有すること
B) 基礎科目	8単位
C) 教科及び教科の指導法に関する科目	中 学 校教諭一種免許状 28単位
	高等学校教諭一種免許状 24単位
D) 教育の基礎的理解に関する科目	中 学 校教諭一種免許状 10単位
	高等学校教諭一種免許状 10単位
E) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	中 学 校教諭一種免許状 10単位
	高等学校教諭一種免許状 8単位
F) 教育実践に関する科目	中 学 校教諭一種免許状 7単位
	高等学校教諭一種免許状 5単位
G) 大学が独自に設定する科目	中 学 校教諭一種免許状 4単位
	高等学校教諭一種免許状 12単位
条件B～Gの詳細については次表以降を参照のこと。	

B) 基礎科目 (8単位以上)

教育職員免許法施行規則に定める科目	最低修得単位	本学における開講科目	単位数	毎週授業時間数								備考			
				1年		2年		3年		4年					
				前	後	前	後	前	後	前	後				
基礎科目	日本国憲法	2	日本国憲法	2			(2)	(2)							
	体育	2	基礎健康科学	2	(2)	(2)									
	外国語コミュニケーション	2	ベーシックコミュニケーションI	1	2										
			ベーシックコミュニケーションII	1		2									
情報機器の操作	2	コンピュータリテラシ	2	2											
合計	8	※日本国憲法、基礎健康科学は学部学科により前期または後期のいずれかに開講する。													

『基礎科目』（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）について

上記課程表の日本国憲法・基礎健康科学・ベーシックコミュニケーションIおよびII・コンピュータリテラシは教職課程の必修科目である。（『全学共通教養分野課程表』を参照）

上記の科目は、卒業に必要な単位に加算され、年間に登録できる単位数の上限にも含まれるので注意すること。

C) 教科及び教科の指導法に関する科目

科目	最低修得単位	本学における開講科目	単位数	毎週授業時間数								備考	
				1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
指導法に及びる科目	20	教科に関する専門的事項											免許種ごとの課程表に記載
	中8 高4	○工業科教育法I	2				2						工業の免許取得者のみ
		○工業科教育法II	2					2					情報の免許取得者のみ
		○情報科教育法I	2				2						理科の免許取得者のみ
		○情報科教育法II	2					2					保健体育の免許取得者のみ
		○理科教育法I	4				2	2					
		○理科教育法II	4							4			
		○保健体育科教育法I	4					2	2				
○保健体育科教育法II	4								4				

『教科及び教科の指導法に関する科目』について

教科に関する専門的事項を含めて中学校教諭一種免許状の取得を希望する場合には28単位以上、高等学校教諭一種免許状の取得を希望する場合は24単位以上を修得すること。

『教職に関する専門的事項』について（工業のみ）

注 意 事 項
<p>教育職員免許法附則第11項の臨時措置について</p> <p>高等学校教諭一種免許状（工業）を取得する場合に限り、「教育の基礎的理解に関する科目」等の単位の一部または全部を、工業の「教科に関する専門的事項」（専門分野課程表で★印を付された科目）の単位でもって振り替えることができる。</p> <p>ただし、「教育の基礎的理解に関する科目」等は教員となるための基本となる科目であるので、この措置に頼ることなく可能な限り修得するよう努めること。</p>

C) 教科に関する専門的事項

工業 (★)

教育職員免許法施行規則に定める科目		最低修得単位	本学における開講科目	単位数	毎週授業時間数								備考		
					1年		2年		3年		4年				
					前	後	前	後	前	後	前	後			
専教科 門に 関す 事項	職業指導	4	○職業指導原理	2							2				
			○職業指導概論	2								2			
	工業の関係科目	16	各専門分野課程表に★印を付してある科目(ただし、『★必修』の科目は必ず修得すること)												
合計		20	○は教職のために必要な必修指定の科目												

『教科に関する専門的事項 (工業)』について

『教科に関する専門的事項』として、職業指導原理および職業指導概論、並びに各専門分野課程表に★印を付された科目を合わせて20単位以上修得すること。また、職業指導原理、職業指導概論に加え、専門分野課程表に「★必修」と付された科目は教員免許状取得に必要な必修指定の科目である。

なお、職業指導原理および職業指導概論は卒業に必要な単位には含まれないので注意すること。

C) 教科に関する専門的事項
情報 (◆)

教育職員免許法施行規則に定める科目	最低 修得 単位	本学における 開講科目	単 位 数	毎 週 授 業 時 間 数								備 考		
				1年		2年		3年		4年				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	1	○環境・情報倫理	2		2									
		○知的財産概論I	1			1								
		○知的財産概論II	1			1								
		地域産業論	2							2				
	1	ビジネスシミュレーション	2		2									
		ハードウェア概論	2		2									
		情報数学	2	2										
		○プログラミング実習II	2		4									
		統計学演習	2			2								
		データ構造とアルゴリズム	2			2								
		○コンピュータアーキテクチャ	2			2								
		プログラミング実習IV	2			4								
		○FUT 実践学演習I	2					2						
	オペレーションズリサーチI	2					2							
	1	経営情報学概論	2	2										
		経営情報処理II	2			2								
		○データベース論I	2			2								
		ソフトウェア開発I	2				4							
		○システム工学	2						2					
	1	○ネットワークシステム論	2			2								
○情報セキュリティ		2			2									
FUT 実践学演習II		2					2							
1	○情報処理概論	2		2										
	○プレゼンテーション技法	2			2									
	画像情報処理論	2				2								
	ソフトウェア開発II	2					4							
1	○情報と職業	2							2					
合 計	20	○は教職のために必要な必修指定の科目												

『教科に関する専門的事項 (情報)』について

環境情報学部経営情報学科における専門分野課程表に◆印を付された科目の中から上記の○印を含めて20単位以上を修得すること。

なお、ここで指定されている科目の修得単位は卒業に必要な単位に含まれ、年間に登録できる単位数の制限にも含まれるので注意すること。

C) 教科に関する専門的事項

中学校教諭一種免許状・理科 (●)

教育職員免許法施行規則に定める科目	最低修得単位	本学における開講科目	単位数	毎週授業時間数								備考		
				1年		2年		3年		4年				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
物理学	1	○物理学概論	2		2									
物理学実験 (コンピュータ活用を含む)	1	○理化学基礎実験(物理)	1	2										
化学	1	○無機化学	2	2										
		分析化学	2	2										
		○有機化学I	2		2									
		有機化学II	2			2								
		○物理化学I	2		2									
		物理化学II	2			2								
		物理化学III	2				2							
		環境科学	2		2									
		無機化学演習	2		2									
		有機化学演習	2				2							
		物理化学演習	2					2						
		機器分析	2		2									
		環境計測工学	2				2							
		資源リサイクル工学	2					2						
高分子化学	2					2								
化学実験 (コンピュータ活用を含む)	1	○理化学基礎実験(化学)	1	2										
生物学	1	○生化学I	2		2									
		生化学II	2			2								
		微生物学	2		2									
		酵素科学	2			2								
		バイオテクノロジー	2					2						
		分子生物学I	2					2						
分子生物学II	2						2							
生物実験 (コンピュータ活用を含む)	1	○理化学基礎実験(生物)	1	2										
地学	1	○地学概論	2	2										
地学実験 (コンピュータ活用を含む)	1	○理化学基礎実験(地学)	1	2										
合計	20	○は教職のために必要な必修指定の科目												

『教科に関する専門的事項(理科)』について

環境情報学部環境食品応用化学科における専門分野課程表に●印を付された科目の中から上記の○印を含めて20単位以上を修得すること。

なお、ここで指定されている科目の修得単位は卒業に必要な単位に含まれ、年間に登録できる単位数の制限にも含まれるので注意すること。

C) 教科に関する専門的事項

高等学校教諭一種免許状・理科(●)

教育職員免許法施行規則に定める科目	最低修得単位	本学における開講科目	単位数	毎週授業時間数								備考					
				1年		2年		3年		4年							
				前	後	前	後	前	後	前	後						
教科に関する専門的事項	物理学	1	○物理学概論	2	2												
	化学	1	○無機化学	2	2												
			分析化学	2	2												
			○有機化学I	2		2											
			有機化学II	2			2										
			○物理化学I	2			2										
			物理化学II	2			2										
			物理化学III	2				2									
			環境科学	2			2										
			無機化学演習	2			2										
			有機化学演習	2					2								
			物理化学演習	2						2							
			機器分析	2			2										
			環境計測工学	2					2								
			資源リサイクル工学	2						2							
	高分子化学	2						2									
	生物学	1	○生化学I	2		2											
			生化学II	2			2										
			微生物学	2			2										
			酵素科学	2			2										
バイオテクノロジー			2					2									
分子生物学I			2					2									
分子生物学II			2						2								
地学	1	○地学概論	2	2													
「物理学実験(コンピュータ活用を含む)、化学実験(コンピュータ活用を含む)、生物学実験(コンピュータ活用を含む)、地学実験(コンピュータ活用を含む)」	1	○理化学基礎実験(化学)	1	2													
		○理化学基礎実験(地学)	1	2													
		○理化学基礎実験(物理)	1	2													
		○理化学基礎実験(生物)	1	2													
合計	20	○は教職のために必要な必修指定の科目															

『教科に関する専門的事項(理科)』について

環境情報学部環境食品応用化学科における専門分野課程表に●印を付された科目の中から上記の○印を含めて20単位以上を修得すること。

なお、ここで指定されている科目の修得単位は卒業に必要な単位に含まれ、年間に登録できる単位数の制限にも含まれるので注意すること。

C) 教科に関する専門的事項

保健体育 (▲)

教育職員免許法施行規則に定める科目	最低修得単位	本学における開講科目	単位数	毎週授業時間数								備考												
				1年		2年		3年		4年														
				前	後	前	後	前	後	前	後													
教科に関する専門的事項	1	○体づくり運動	1			2																		
		体カトレーニング	1			2																		
		○陸上	1			2																		
		○水泳	1	2																				
		○ゴール型スポーツB (サッカー)	1						2															
		○ネット型スポーツA (バドミントン・テニス)	1						2															
		○ベースボール型スポーツ	1						2															
		○ダンス	1							2														
		○器械体操	1				2																	
		○柔道	1				2																	
		○野外スポーツ	1							2														
	1	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」および運動学(運動方法学を含む)	○スポーツ科学概論	2	2																			
			スポーツ心理学	2				2																
			スポーツと社会	2			2																	
			○スポーツ運動学	2		2																		
			○スポーツコーチング論	2						2														
	1	生理学(運動生理学を含む)	○生理学A	2		2																		
			○生理学B	2				2																
	1	衛生学及び公衆衛生学	○衛生学・公衆衛生学	2							2													
			ヘルスプロモーション論	2									2											
			健康科学概論	2	2																			
	1	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む)	○学校保健	2				2																
			○救急処置	2				2																
○発育発達学			2							2														
合計	20	○は教職のために必要な必修指定の科目																						

『教科に関する専門的事項(保健体育)』について

スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科における専門分野課程表に▲印を付された科目の中から上記の○印を含めて20単位以上を修得すること。

なお、ここで指定されている科目の修得単位は卒業に必要な単位に含まれ、年間に登録できる単位数の制限にも含まれるので注意すること。

D) 教育の基礎的理解に関する科目

科目	最低 修得 単位	本学における 開講科目	単 位 数	毎週授業時間数								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
教育の基礎的理解に関する科目	中10 高10	○教育原理	2			2							2科目のうち1科目選択必修
		○教職論	2		2								
		○教育経営論	2			2							
		教育心理学	2		2								
		発達心理学	2				2						
		○特別支援教育	1		1								
		○教育課程論	2					2					
○は教職のために必要な必修指定の科目													

E) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

科目	最低 修得 単位	本学における 開講科目	単 位 数	毎週授業時間数								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
等 道徳、総合的な学習の時間 教育相談等に関する科目	中10 高8	○道徳教育※	2			2							中学校教諭一種免許状 取得者は必修
		○総合的な学習の時間の指導法	1				1						
		○特別活動論	1				1						
		○教育方法	2			2							
		○生徒・進路指導論	2					2					
		○学校教育相談	2				2						
○は教職のために必要な必修指定の科目													
『道徳教育』について（※）													
道徳教育は、中学校教諭一種免許状の取得を希望する場合は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の必修科目となり、高等学校教諭一種免許状の取得を希望する場合は「大学が独自に設定する科目」となります。													

F) 教育実践に関する科目

科目	最低 修得 単位	本学における 開講科目	単 位 数	毎週授業時間数								備 考
				1年		2年		3年		4年		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
関 教 育 実 践 に 関 する 実 践 科 目	中7 高5	○教育実習I	3								3	高等学校教諭一種免許状 のみを取得する場合
		○教育実習II	5								5	
		○教職実践演習（中・高）	2								2	

○は教職のために必要な必修指定の科目

G) 大学が独自に設定する科目

科目	最低 修得 単位	本学における 開講科目	単 位 数	毎週授業時間数								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	中4 高12	道徳教育	2			2							但し高等学校教諭一種免許状のみ(中学校教諭一種免許状は『道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導・教育相談等に関する科目』の扱いとなる。) 本学においては、最低取得単位数を超えて修得したC～Fの単位数を充当する。

○は教職のために必要な必修指定の科目